

## ○開発コスト低減化推進委員会の設置について

(昭和55年4月18日)  
(55 達 第 3 号)

改正 昭和58年6月6日 58達第36号	平成元年12月1日 1 達第39号
昭和59年12月20日 59達第38号	平成3年6月25日 3 達第23号
昭和60年6月5日 60達第20号	
昭和62年6月1日 62達第3号	
昭和63年4月1日 63達第6号	

(設置)

第1条 宇宙開発事業団における開発プロジェクトの多様化、自主技術開発の強化の必要性、ロケット及び衛星の開発、打上げ、追跡等の状況に対処して、開発業務に係るコスト（以下「開発コスト」という。）の低減化を図ることが急務となっており、このため、「開発コスト低減化推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、開発コストの低減化のための方策について討議、調整を行い、同方策の樹立に資することとする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について討議、調整を行う。

- (1) 開発コスト低減化のための長期的方策に関すること。
- (2) 開発コストの低減化に関する目標及び方針に関すること。
- (3) 開発コストの実績の把握、分析及び評価に関すること。
- (4) 開発コストの見積り、目標開発コストの設定及び開発コストの管理に関する方策に関すること。
- (5) 低コスト設計のための方策に関すること。
- (6) 施設・設備、ソフトウェア等の効率的利用に関すること。
- (7) 調達管理の改善に関すること。
- (8) 開発コスト低減化のための体制に関すること。
- (9) その他開発コスト低減化に関する重要事項

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもつて構成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員は、随時委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 委員会は、必要に応じ、専門委員を置くことができる。

4 委員会は、必要に応じ、関係職員を委員会に出席させることができる。

(委員長、副委員長及び委員)

第4条 委員会は、別紙の委員長、副委員長及び委員をもつて構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、会務を掌理し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第5条 専門委員は、委員長が推せんする職員のうちから、理事長が指名する。

2 専門委員は、専門的な事項について調査、検討する。

(開催)

第6条 委員会は、必要に応じ、随時開催する。

2 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

(分科会の設置)

第7条 委員会は、第2条に掲げる任務の処理に関し、必要に応じ、分科会を置くことができる。

2 分科会の構成は、委員会が定める。

(報告)

第8条 委員会は、討議、調整の結果を、随時、理事長に報告するものとする。

(庶務等)

第9条 委員会の庶務は、計画管理部計画管理課が、業務部業務管理課の協力を得てこれを行う。

2 分科会の庶務担当部課については、別に定めることができる。

3 この達に定めるもののほか、委員会及び分科会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

#### 附 則

この達は、昭和55年4月18日から施行する。

附 則 (昭和58年6月6日58達第36号)

この達は、昭和58年6月6日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則 (昭和59年12月20日59達第38号)

この達は、昭和59年12月20日から施行し、昭和59年9月21日から適用する。

附 則 (昭和60年6月5日60達第20号)

- 1 この達は、昭和60年6月5日から施行する。
- 2 種子島宇宙センター開発コスト低減化推進委員会の設置について（55種子島宇宙センター通ちよう第1号）及び筑波宇宙センター開発コスト低減化推進委員会の設置について（55筑波宇宙センター通ちよう第1号）は廃止する。

附 則（昭和62年6月1日62達第8号）

この達は、昭和62年6月1日から施行し、昭和62年5月1日から適用する。（以下略）

附 則（昭和63年4月1日63達第6号）

この達は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年12月1日1達第39号）

この達は、平成元年12月1日から施行し、平成元年11月1日から適用する。

附 則（平成3年6月25日3達第23号）

この達は、平成3年7月1日から施行する。

別紙

委員 長	副理事長
副委員 長	総務担当理事
同	計画管理担当理事
委員	総務部長
同	経理部長
同	業務部長
同	計画管理部長
同	信頼性管理部長
同	安全管理部長
同	調査国際部長
同	宇宙ステーション開発本部副本部長
同	宇宙環境利用推進部長
同	宇宙実験グループ総括開発部員
同	宇宙ステーショングループ総括開発部員
同	ロケット開発本部副本部長
同	エンジングループ総括開発部員
同	ロケットグループ総括開発部員
同	人工衛星開発本部副本部長
同	技術試験衛星グループ総括開発部員
同	通信放送衛星グループ総括開発部員
同	地球観測衛星グループ総括開発部員
同	打上管制部長
同	追跡管制部長
同	施設設備部長
同	監査室長
同	種子島宇宙センター所長
同	筑波宇宙センター所長
同	地球観測センター所長

宇宙二六

一七七の八(一七七の五〇)

## ○デザイン・ツー・コスト実施規則

(昭和60年6月4日)  
(60 達 第 21 号)

(目的)

第1条 この規則は、宇宙開発事業団（以下「事業団」という。）が、開発業務を行うに当たつて実施するデザイン・ツー・コストによる開発管理についての基本的事項を定め、開発コストの低減化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 デザイン・ツー・コストによる開発管理の実施については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「デザイン・ツー・コスト」とは、システム又は品目（以下「システム等」という。）の開発過程において、目標コストを設定し、この目標コストを目標性能及び開発スケジュールと同等の設計上の要求基準として開発業務を遂行するとともに、継続的にコストの評価を行い、あわせて性能、スケジュール及びコスト間の比較考量によつてシステム等の取得（設計、試作、製作、運用、補修を含む。）に係るコストを管理し、開発コスト低減化の達成を意図する開発管理の方法をいう。
- (2) 「目標コスト」とは、システム等の開発過程の初期において所定の作業範囲に対して所定の条件を付して設定した金額表示によるコスト目標値をいう。
- (3) 「研究・開発段階」とは、システム等を新たに開発する場合において、その概念設計の着手から詳細設計及び開発試験（試験用機の製作、打上、追跡等を含む。）の完了までの開発業務の範囲をいい、その開発に必要な施設・設備の整備を含むものとする。
- (4) 「実用機製作・運用段階」とは、実用機の製作、維持設計、打上げ、追跡等を行う開発業務の範囲をいう。

〔宇宙111〕

七三三〇三

(実施の基本方針)

第4条 デザイン・ツー・コストによる開発管理は、研究・開発段階及び実用機製作・運用段階の開発業務に対して実施するものとする。

2 研究・開発段階におけるデザイン・ツー・コストによる開発管理は、システム等の目標コスト、要求性能、要求スケジュール相互の間及び設計・計画上の候補案についての比較考量によつて目標コストの達成の見込みを継続的に評価し、目標コストを要求性能及び要求スケジュールとともに確実に達成するように管理を行う。

3 実用機製作・運用段階におけるデザイン・ツー・コストによる開発管理は、システム等のコストの実績により目標コストの達成度を評価し、コストが上昇しないように管理を行う。

(実施対象の指定)

第5条 デザイン・ツー・コストによる開発管理を実施するシステム等（以下「特定システム等」という。）は、理事長がこれを指定する。

(コスト管理責任者)

第6条 デザイン・ツー・コストによる開発管理を的確に遂行するため、コスト管理責任者を置く。

2 コスト管理責任者は、特定システム等の設計の取りまとめを担当する部、グループ等（以下「設計担当部」という。）の部長又は総括開発部員とし、特定システム等のデザイン・ツー・コストによる開発管理を総括する。

(関係部等の業務分担)

第7条 設計担当部及び関係の部、グループ等は、デザイン・ツー・コストによる開発管理を的確に遂行するため、次の各号に定めるところによりその業務を分担する。

(1) 設計担当部は、特定システム等の目標コストの設定及びデザイン・ツー・コストの実施に係る計画書等の策定並びにそれらの維持に関する業務を行い、デザイン・ツー・コストによる開発管理を実施する。

(2) 計画管理部は、前号の業務に関し、開発方針、プログラム計画、プロジェクト計画等との整合性を確認し、必要な調整を行う。

(3) 特定システム等の開発に当たる開発担当部等は、コスト管理責任者の指揮を受けデザイン・ツー・コストによる開発管理を実施する。

(目標コストの設定)

第8条 特定システム等の目標コストは、研究・開発段階の初期において、次の各号に定めるところにより設定する。

- (1) コスト、性能、スケジュール及び設計・計画上の候補案について分析し及び比較考量し、国内外における類似するものの実績データ等に基づいて国際競争力を十分に考慮して設定する。
- (2) 事業団及び契約の相手方が最大の努力を払うことにより達成し得る適正な水準の値とする。
- (3) コスト管理責任者が計画管理会議に附議し、その調整を経て理事長の承認を受けて設定する。

(目標コスト等の変更)

第9条 設定した特定システム等の目標コスト又はその設定条件は、原則として当該特定システム等の要求性能又はスケジュールに変更があつた場合に限り変更できるものとする。

- 2 前項により、特定システム等の目標コスト又はその設定条件を変更する場合は、コスト管理責任者が計画管理会議に附議し、その調整を経て理事長の承認を受けて変更する。

(実施標準)

第10条 計画管理部長は、この規則の実施に関し必要な基準を定めるため、計画管理会議に附議し、その調整を経て理事長の承認を得て、デザイン・ツー・コストによる開発管理の実施標準（以下「実施標準」という。）を策定する。

(計画書)

第11条 コスト管理責任者は、特定システム等の開発に当たつて、デザイン・ツー・コストによる開発管理の基本方針、実施体制及び目標コストを明確にし、的確に実施するため、研究・開発段階の初期に当該特定システム等のデザイン・ツー・コストによる開発管理の計画書を計画管理会議に附議し、その議を経て理事長の承認を受けて策定する。

(契約相手方への要求)

第12条 特定システム等の開発業務を契約の相手方に行わせる場合は、調達仕様書にデザイン・ツー・コストによる開発管理の実施を定め、第10条に規定する実施標準

に基づいて行わせる。

(実施細目の委任)

第13条 計画管理部長は、この規則の実施に関し必要な細目について、通ちよう又はSOPにより定めることができる。

附 則

この達は、昭和60年6月4日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。



## ○システム計画作成に関する各組織の運用 方針について

(昭和46年2月20日)  
46総務部通ちよう第1号)

改正 昭和48年6月1日 48総務部通ちよう第9号  
昭和50年4月30日 50総務部通ちよう第3号  
昭和51年6月1日 51総務部通ちよう第4号  
昭和52年5月16日 52総務部通ちよう第4号

昭和59年12月20日 59総務部通ちよう第15号  
昭和60年4月17日 60総務部通ちよう第3号

際記について別紙のとおり決定になりましたので、命によつて通知します。  
よつて、システム計画作成に関する各部門の業務の遂行に当たつては、この方針に  
従つてその効果的な処理に遺憾なきを期されたい。

別紙

システム計画作成に関する各組織の運用方針

昭和60年4月17日

理事長 大澤弘之

事業団の業務の遂行に当たつての各組織の任務は、宇宙開発事業団の組織に関する  
暫定達に定めるところによるが、システム計画（システム仕様作成までの長期計  
画、プログラム計画、プロジェクト計画を総称する。）の作成／修正が事業団の業務  
運営に関する最重要項目のひとつであることにかんがみ、この業務に関する各組織  
の関係及び遂行方法を明確にし、もつて業務の円滑かつ効果的な運営を図るため、  
この方針を定める。

運用方針

### 1 システム計画作成／修正手順の大綱

システム計画の作成／修正手順の体系は、P-SOP系で定めるが、その大綱  
は次のとおりとする。

#### (1) 長期計画

計画管理部が長期計画に対する目標概念に基づき長期計画の原案を作成し、  
計画管理会議の議を経ながら各担当部／グループと協議してこれを取りまとめ  
る。その結果に基づいて理事長が長期計画を定める。

#### (2) プログラム計画

システム計画部が長期計画に基づいてプログラム計画の原案を作成する。各  
担当部／グループは、それぞれの担当部分について必要な検討等を行う。

〔宇宙二二〕

一六四

計画管理部は、計画管理会議の議を経ながらこれらの結果を総合システムとしてとりまとめ、理事長の決裁を受けて、これをプログラム計画として定める。

(3) プロジェクト計画

プログラム計画に基づき、各担当部／グループは、各分野の必要な代替案分析等を行いつつ、その分担するプロジェクト計画の原案を作成する。計画管理部は、計画管理会議の議を経ながらこれらを総合システムとしてとりまとめ、理事長の決裁を受けて、これをプロジェクト計画として定める。

2 システム計画作成／修正に当たつての各組織の役割

(1) 計画管理会議

(i) 計画管理会議の位置と性格

幹部会等の設置運営規則第30条及び第31条による。

(ii) 計画管理会議と各担当部／グループとの関係

計画管理会議に提出する事項のうち、総合システム関係は計画管理部が、主要システム関係は各担当部／グループがその責任においてとりまとめる。

この場合において各担当部／グループは、主要システムのとりまとめを行うが、システム計画の作成／修正に必要な主要システムの重要事項、各部門との調整事項等については必ず計画管理会議において総合的な検討、調整等が行われることとする。

(2) 各担当組織

(i) 総合システムの担当組織

システム計画の内容は、便宜上、総合システム部分とそれを構成するロケット、人工衛星、地上施設設備、打上管制、追跡管制及びデータ取得・処理の各主要部分にわけが、この総合部分に対応する業務は計画管理部が担当する。従つて、計画管理部が責任をもつて行う主な業務は、次のとおりである。

(a) 全体の骨格のとりまとめ

(b) 主要システムとりまとめに必要なインプットの作成

(c) 主要システム仕様の相互の調整

(d) 総合システムとしてのアウトプットの最終とりまとめ

(e) システム計画の維持管理

(ii) 主要システムの担当組織

主要システムは、ロケット、人工衛星、地上施設設備、打上管制、追跡管制及びデータ取得・処理の6部門に区分し、それぞれの主要システムのシステム計画のとりまとめ担当組織として、各担当部/グループは、責任をもって、それぞれ担当する主要システムについて長期計画及びプログラム計画の作成に参画し、プロジェクト計画の原案を作成する。

また、定められたシステム計画の各主要システム計画部分の管理、修正を要する事項に関する提案等を行うものとする。

(3) 特別計画のための作業チーム

開発業務の具体的な遂行に当たっては、多数部門にわたる事項で、単一組織中心のみでは処理できない事項や特に緊急にとりまとめを要する事項等を処理するため、必要に応じ、作業チームを設けるものとする。

各作業チームは、特別な整備を必要とするそれぞれのものについて、その目的に応じ各主要システム等から必要な要素(特別計画部分)をとりだし、とりまとめを行うものとする。

附 則

- 1 この方針は、昭和46年3月1日から施行する。
- 2 この方針に規定する地上設備設計グループの業務は、地上設備設計グループが発足するまでの間、地上設備設計準備室(仮称)において処理することとする。
- 3 この方針に規定する事項のうち、追跡管制部門に係るものについては、当分の間、主要システムと同等に取扱いを行うものとする。

従がつて、誘導制御設計部門の業務のうち、追跡管制部門に属するものは、追跡管制部がそのとりまとめを行い、部門別会議の運営に当たつても同様とする。

附 則 (昭和48年6月1日48総務部通ちよう第9号抄)

- 1 この通ちようは、昭和48年6月1日から施行する。

附 則 (昭和50年4月30日50総務部通ちよう第3号抄)

- 1 この通ちようは、昭和50年5月1日から施行する。

附 則 (昭和51年6月1日51総務部通ちよう第4号抄)

- 1 この通ちようは、昭和51年6月1日から施行する。

附 則 (昭和52年5月16日52総務部通ちよう第4号抄)

- 1 この通ちようは、昭和52年5月16日から施行する。

附 則 (昭和59年12月20日59総務部通ちよう第15号)

この通ちようは、昭和59年12月20日から施行し、昭和59年9月21日から適用する。

附 則 (昭和60年4月17日60総務部通ちよう第3号)

この通ちようは、昭和60年4月17日から施行する。